

2022年2月4日

～特殊詐欺被害の未然防止に向けた取り組み～ ATM振込の一部利用制限対象年齢引き下げについて

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：田尾 祐一）は、山形県警察署等からの要請も踏まえ、増加傾向にある高齢者に対する振り込み詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取り組みをさらに強化することを目的とし、当行キャッシュカードによるATMでのお振込みについて一部利用制限対象年齢を改定させていただくことといたしました。

一部のお客さまには大変ご不便をおかけしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための取り組みであることを何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改定後の対象となるお客さま

3年以上当行キャッシュカードによるATMでのお振込取引がない満65歳以上のお客さまが対象となります。

対象年齢の改定	改定前	改定後
	満70歳以上	満65歳以上

2. 制限の内容

対象のお客さまは、当行キャッシュカードによるATMでのお振込みがご利用いただけません。
※ご入金やお引出等は引き続きご利用いただけます。

3. 制限開始日 2022年3月1日（火）より

4. 利用制限の解除を希望される場合

以下のものをご持参のうえ、営業時間内に当行本支店窓口へご相談ください。

- ・運転免許証や健康保険証等のご本人様を確認できる資料
- ・対象口座のキャッシュカード

5. お客さまお問い合わせ先

ご不明な点は、お近くの荘内銀行、または下記のフリーダイヤルまでお問い合わせください。
【荘内銀行 コンタクトセンター】（フリーダイヤル）：0120-1032-39（平日9：00～19：00）

以上

本件に関するお問い合わせ先 事務管理室 岡部 TEL：0235-28-2410